

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

ポイント集（インプット編）

変更箇所	旧（前期）	新（後期）
p 13 No. 11	2018（平成30）年度の「 <u>高齢者虐待の防止</u> …	2019（令和元）年度の「 <u>高齢者虐待の防止</u> …
p 13 No. 15	… <u>応益負担から応能負担に</u> 改められた。	… <u>応益負担から応能負担に</u> 改められた（ <u>2012（平成24）年4月1日施行</u> ）。
p 14 No. 18	<u>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、</u> 貧困の状況にある子どもが <u>健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等</u> を図るため、2013（平成25）年6月に、「 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u> 」が制定され、2014（平成26）年1月に施行された。	貧困の状況にある子どもの <u>健やかな育成、教育の機会均等</u> の保障等を図るため、2013（平成25）年6月に、「 <u>子どもの貧困対策の推進に関する法律</u> 」が制定され、2014（平成26）年1月に施行された。
p 18 No. 22	… <u>2020（令和2）年度の社会保障関係費</u> （約36兆円）では、 <u>年金給付費</u> （約 <u>12.5兆円</u> ）と <u>医療給付費</u> （約 <u>12.2兆円</u> ）の合計額の占める割合が約7割となっている。 …	… <u>2022（令和3）年度の社会保障関係費</u> （ <u>政府案</u> ：約36兆円）では、 <u>年金給付費</u> （約 <u>12.7兆円</u> ）と <u>医療給付費</u> （約 <u>12.0兆円</u> ）の合計額の占める割合が約7割となっている。 …
p 18 No. 23	… <u>2017（平成29）年度</u> のわが国の <u>社会保障給付費</u> （約 <u>120兆円</u> ）の内訳は、「 <u>年金</u> 」 <u>45.6%</u> 、「 <u>医療</u> 」 <u>32.8%</u> 、「 <u>福祉その他</u> 」 <u>21.6%</u> となっている。	… <u>2018（平成30）年度</u> のわが国の <u>社会保障給付費</u> （約 <u>122兆円</u> ）の内訳は、「 <u>年金</u> 」 <u>45.5%</u> 、「 <u>医療</u> 」 <u>32.7%</u> 、「 <u>福祉その他</u> 」 <u>21.8%</u> となっている。

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

<p>p 26 No. 7</p>	<p>… ※ 改正により、「<u>育児休業給付金</u>」が失業等給付の雇用継続給付から削除され、「<u>育児休業給付</u>」と<u>いう独立の給付に位置づけられた</u> …</p>	<p>… ※ 改正により、「<u>育児休業給付金</u>」が失業等給付の雇用継続給付から削除され、「<u>育児休業給付</u>」<u>として独立の給付に位置づけられた</u>…</p>
<p>p 33 No. 10</p>	<p>スーパービジョンの機能としては、①<u>教育的機能</u>（<u>社会福祉援助技術</u>を実践の場で活用できるように教育していく機能）…</p>	<p>スーパービジョンの機能としては、①<u>教育的機能</u>（<u>相談援助</u>を実践の場で活用できるように教育していく機能）…</p>
<p>p 35 No. 9</p>	<p>地域援助技術（コミュニティワーク）が<u>社会福祉援助技術</u>の一つとして位置づけられたのは、1939年の<u>レイン報告書</u>がきっかけであった。</p>	<p>地域援助技術（コミュニティワーク）が<u>ソーシャルワーク</u>の一つとして位置づけられたのは、1939年の<u>レイン報告書</u>がきっかけであった。</p>
<p>p 35 No. 10</p>	<p><u>バートレット</u>（Bartlett, H.）は、『社会福祉実践の共通基盤』をまとめ、<u>社会福祉援助技術</u>の統合化を図った。</p>	<p><u>バートレット</u>（Bartlett, H.）は、『社会福祉実践の共通基盤』をまとめ、<u>ソーシャルワーク</u>の統合化を図った。</p>

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

<p>p 40 No. 4</p>	<p>成年後見制度は、<u>主として民法に基づく制度で、精神上の障害により判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）について、家庭裁判所</u>が選任する成年後見人等が、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度である。</p> <p>判断能力を常に欠く状況にある者について「<u>後見</u>」の制度が、判断能力が著しく不十分である者について「<u>保佐</u>」の制度が、判断能力が不十分である者について「<u>補助</u>」の制度がある。</p>	<p>成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分な者（<u>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等</u>）について、<u>家庭裁判所（法定後見制度の場合）</u>が選任する成年後見人等が、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度であり、<u>法定後見制度と任意後見制度がある。</u></p> <p><u>法定後見制度として、</u>判断能力を常に欠く状況にある者について「<u>後見</u>」の制度が、判断能力が著しく不十分である者について「<u>保佐</u>」の制度が、判断能力が不十分である者について「<u>補助</u>」の制度がある。</p> <p><u>任意後見制度は、本人があらかじめ「任意後見人」を選んでおける制度である。</u></p>
<p>p 42 No. 2</p>	<p>…<u>2017（平成29）年は1.43、2018（平成30）年は1.42</u>で…</p>	<p>…<u>2018（平成30）年は1.42、2019（令和元）年は1.36</u>で…</p>
<p>p 42 No. 3</p>	<p>（削除）</p>	

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

<p>p 42 旧No. 4 差替え (新No. 3) 以下No. 順 次繰り下げ</p>	<p>2020（令和2）年5月29日に、「<b>少子化社会対策基本法</b>」に基づく新しい施策の大綱として、「少子化社会対策大綱 ～ 新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ ～ 」が閣議決定された。</p> <p>同大綱では、「基本的な考え方」として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 結婚・子育て世代が将来にわたる<b>展望</b>を描ける環境をつくる</li> <li>② <b>多様化</b>する子育て家庭の様々なニーズに応える</li> <li>③ <b>地域の実情</b>に応じたきめ細かな取り組みを進める</li> <li>④ 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに<b>温かい</b>社会をつくる</li> <li>⑤ <b>科学技術</b>の成果など新たなリソースを積極的に活用することをあげている。</li> </ol>	
<p>旧No. 5 (新No. 4)</p>	<p>…<u>2019（令和元）年10月1日現在</u>では、高齢化率は<u>28.4%</u>（過去最高）となっている（総務省「人口推計（<u>2019（令和元）年10月1日現在</u>）」）。</p>	<p>…<u>2020（令和2）年10月1日現在</u>では、高齢化率は<u>28.8%</u>（過去最高）となっている（総務省「人口推計（<u>2020（令和2）年10月1日現在</u>；<u>2021（令和3）年3月22日公表の推計値</u>）」）。</p>
<p>旧No. 6 (新No. 5)</p>	<p>厚生労働省の「国民生活基礎調査」（<u>2018（平成30）年</u>）によると、<b>65歳</b>以上の者のいる世帯は全世帯の<u>48.9%</u>となっている。そのうち、高齢者世帯（<b>65歳</b>以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の世帯構造をみると、「<b>単独世帯</b>」が<u>48.6%</u>、「夫婦のみの世帯」が<u>47.3%</u>、となっている。「<b>単独世帯</b>」をみると、男は<u>32.6%</u>、女は<u>67.4%</u>となっている。</p> <p>また、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の<u>22.1%</u>で、児童のいる世帯の平均児童数は<u>1.71人</u>となっている。</p>	<p>厚生労働省の「国民生活基礎調査」（<u>2019（令和元）年</u>）によると、<b>65歳</b>以上の者のいる世帯は全世帯の<u>49.4%</u>となっている。そのうち、高齢者世帯（<b>65歳</b>以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の世帯構造をみると、「<b>単独世帯</b>」が<u>49.5%</u>、「夫婦のみの世帯」が<u>46.6%</u>、となっている。「<b>単独世帯</b>」をみると、男は<u>35.0%</u>、女は<u>65.0%</u>となっている。</p> <p>また、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の<u>21.7%</u>で、児童のいる世帯の平均児童数は<u>1.68人</u>となっている。</p>

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

p 44 No. 5	社会福祉法 第4条第1項（地域福祉の推進）（条文集 p 9） …	社会福祉法 第4条第2項（地域福祉の推進）（条文集 p 9） …
p 44 第2節に追加 新45 No. 7	<p>地域共生社会の実現を図るため、2020（令和2）年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されている。</p> <p>改正の趣旨は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金および国等の補助の特例の創設</li> <li>② 地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進</li> <li>③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進</li> <li>④ 社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設</li> <li>⑤ 介護人材確保および業務効率化の取り組みの強化</li> </ol> <p>などとされている。</p>	

ポイント集（アウトプット編）

変更箇所	旧（前期）	新（後期）
p 13 No. 11	2018（平成30）年度の「高齢者虐待の防止…	2019（令和元）年度の「高齢者虐待の防止…
p 13 No. 15	…（ A ）負担から（ B ）負担に改められた。	…（ A ）負担から（ B ）負担に改められた（2012（平成24）年4月1日施行）。
p 14 No. 18	<u>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、</u> <u>貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、（ A ）</u> を図るため、2013（平成25）年6月に、「（ B ）」が制定され、2014（平成26）年1月に施行された。	貧困の状況にある子どもの <u>健やかな育成、（ A ）</u> の保障等を図るため、2013（平成25）年6月に、「（ B ）」が制定され、2014（平成26）年1月に施行された。

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

<p>p 18 No. 22</p>	<p>…<u>2020（令和2）年度</u>の（ A ）費（約36兆円）では、年金給付費（約12.5兆円）と（ B ）費（約12.2兆円）の合計額の占める割合が約7割となっている。 …</p>	<p>…<u>2021（令和3）年度</u>の（ A ）費（<u>政府案</u>：約36兆円）では、年金給付費（約12.7兆円）と（ B ）費（約12.0兆円）の合計額の占める割合が約7割となっている。 …</p>
<p>p 18 No. 23</p>	<p>…<u>2017（平成29）年度</u>のわが国の（ A ）費（約120兆円）の内訳は、「（ B ）」45.6%、「（ C ）」32.8%、「福祉その他」21.6%となっている。</p>	<p>…<u>2018（平成30）年度</u>のわが国の（ A ）費（約122兆円）の内訳は、「（ B ）」45.5%、「（ C ）」32.7%、「福祉その他」21.8%となっている。</p>
<p>p 33 No. 10</p>	<p>スーパービジョンの機能としては、①（ A ）的機能（<u>社会福祉援助技術</u>を実践の場で活用できるように教育していく機能）…</p>	<p>スーパービジョンの機能としては、①（ A ）的機能（<u>相談援助</u>を実践の場で活用できるように教育していく機能）…</p>
<p>p 35 No. 9</p>	<p>地域援助技術（コミュニティワーク）が<u>社会福祉援助技術</u>の一つとして位置づけられたのは、1939年の（ A ）報告書がきっかけであった。</p>	<p>地域援助技術（コミュニティワーク）が<u>ソーシャルワーク</u>の一つとして位置づけられたのは、1939年の（ A ）報告書がきっかけであった。</p>
<p>p 35 No. 10</p>	<p>（ A ）は、『社会福祉実践の共通基盤』をまとめ、<u>社会福祉援助技術</u>の統合化を図った。</p>	<p>（ A ）は、『社会福祉実践の共通基盤』をまとめ、<u>ソーシャルワーク</u>の統合化を図った。</p>

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

<p>p 40 No. 4</p>	<p>成年後見制度は、<u>主として民法に基づく制度で、精神上の障害により判断能力が不十分な者（（ A ））、知的障害者、精神障害者等）について、（ B ）が選任する成年後見人等が、契約の締結等を代わりに行った</u>り、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度である。</p> <p>判断能力を常に欠く状況にある者について「（ C ）」の制度が、判断能力が著しく不十分である者について「（ D ）」の制度が、判断能力が不十分である者について「（ E ）」の制度がある。</p>	<p>成年後見制度は、<u>精神上の障害により判断能力が不十分な者（（ A ））、知的障害者、精神障害者等）について、（ B ）（法定後見制度の場合）が選任する成年後見人等が、契約の締結等を代わりに行った</u>り、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度であり、<u>法定後見制度と任意後見制度があり、法定後見制度と任意後見制度がある。</u></p> <p><u>法定後見制度として、判断能力を常に欠く状況にある者について「（ C ）」の制度が、判断能力が著しく不十分である者について「（ D ）」の制度が、判断能力が不十分である者について「（ E ）」の制度がある。</u></p> <p><u>任意後見制度は、本人があらかじめ「任意後見人」を選んでおける制度である。</u></p>
<p>p 42 No. 2</p>	<p>…<u>2017（平成29）年は1.43、2018（平成30）年は（ C ）で…</u></p>	<p>…<u>2018（平成30）年は1.42、2019（令和元）年は（ C ）で…</u></p>
<p>p 42 No. 3</p>	<p>（削除）</p>	

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

<p>p 42 旧No. 4 差替え (新No. 3) 以下No. 順 次繰り上げ</p>	<p>2020（令和2）年5月29日に、「（ A ）法」に基づく新しい施策の大綱として、「少子化社会対策大綱 ～ 新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ ～ 」が閣議決定された。</p> <p>同大綱では、「基本的な考え方」として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 結婚・子育て世代が将来にわたる（ B ）を描ける環境をつくる</li> <li>② （ C ）する子育て家庭の様々なニーズに応える</li> <li>③ （ D ）に応じたきめ細かな取り組みを進める</li> <li>④ 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに（ E ）社会をつくる</li> <li>⑤ （ F ）の成果など新たなリソースを積極的に活用することをあげている。</li> </ol>	
<p>旧No. 5 (新No. 4)</p>	<p>…<u>2019（令和元）</u>年10月1日現在では、高齢化率は<u>28.4%</u>（過去最高）となっている（総務省「人口推計（<u>2019（令和元）</u>年10月1日現在）」）。</p>	<p>…<u>2020（令和2）</u>年10月1日現在では、高齢化率は<u>28.8%</u>（過去最高）となっている（総務省「人口推計（<u>2020（令和2）</u>年10月1日現在；<u>2021（令和3）</u>年3月22日公表の推計値）」）。</p>
<p>旧No. 6 (新No. 5)</p>	<p>厚生労働省の「国民生活基礎調査」（<u>2018（平成30）</u>年）によると、（ A ）歳以上の者のいる世帯は全世帯の<u>48.9%</u>となっている。そのうち、高齢者世帯（（ A ）歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の世帯構造をみると、「（ B ）世帯」が<u>48.6%</u>、「夫婦のみの世帯」が<u>47.3%</u>、となっている。「（ B ）世帯」をみると、男は<u>32.6%</u>、女は<u>67.4%</u>となっている。</p> <p>また、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の<u>22.1%</u>で、児童のいる世帯の平均児童数は<u>1.71</u>人となっている。</p> <p>厚生労働省の「国民生活基礎調査」（<u>2019（令和元）</u>年）によると、（ A ）以上の者のいる世帯は全世帯の<u>49.4%</u>となっている。そのうち、高齢者世帯（（ A ）以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の世帯構造をみると、「（ B ）」が<u>49.5%</u>、「夫婦のみの世帯」が<u>46.6%</u>、となっている。「（ B ）」をみると、男は<u>35.0%</u>、女は<u>65.0%</u>となっている。</p> <p>また、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の<u>21.7%</u>で、児童のいる世帯の平均児童数は<u>1.68</u>人となっている。</p>	

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

p 44 No. 5	社会福祉法 第4条第1項（地域福祉の推進）（条文集 p 9） …	社会福祉法 第4条第2項（地域福祉の推進）（条文集 p 9） …
p 44 第2節に追加 新 p 45 No. 7	<p>地域共生社会の実現を図るため、2020（令和2）年6月12日に「地域共生社会の実現のための（ A ）等の一部を改正する法律」が公布され、順次施行されている。</p> <p>改正の趣旨は、</p> <p>① （ B ）の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金および国等の補助の特例の創設</p> <p>② 地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進</p> <p>③ 医療・介護の（ C ）基盤の整備の推進</p> <p>④ （ D ）に係る所轄庁の認定制度の創設</p> <p>⑤ 介護（ E ）確保および業務効率化の取り組みの強化などとされている。</p>	

予想問題集（問題編）

変更箇所	旧（前期）	新（後期）
問1 C 差替え	ソーシャル・インクルージョンは、1980年代から1990年代にかけてアメリカで普及してきた理念であり、「社会的包括」あるいは「社会的包摂」などと訳される。	
問2 D	…重視されるようになって <u>きて</u> いる。	…重視されるようになっている。
問3 B	…高齢者の介護ニーズは <u>急激に</u> 増大している一方で、保育ニーズは <u>急激に</u> 減少している。	…高齢者の介護ニーズが <u>増大</u> している一方で、保育ニーズは減少している。
問13 D	福祉事務所の「事務を行う所員」は…	福祉事務所（福祉に関する事務所）の「事務を行う所員」は…

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

予想問題集（解答編）

変更箇所	旧（前期）	新（後期）
問1 A	<p><b>不適切</b></p> <p>今日の社会福祉の目的は、<u>従来</u>のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、…<b>自立を支援することへと広がってきている。</b></p>	<p><b>不適切</b></p> <p>今日の社会福祉の目的は、<u>かつて</u>のような限られた者の保護・救済にとどまらず、<b>国民全体を対象として、…自立を支援することへと広がっている。</b></p>
問1 C 差替え	<p><b>不適切</b></p> <p>ソーシャル・インクルージョンは、1980年代から1990年代にかけてヨーロッパで普及してきた理念であり、「社会的包括」あるいは「社会的包摂」などと訳される。</p>	
問1 D	<p><b>適切</b></p> <p>ユニバーサルデザインとは…をいう。</p>	<p><b>適切</b></p> <p>ユニバーサルデザインとは…をいう。</p> <p><u>ユニバーサルデザインは、アメリカのロナルド・メイス（Ronald Mace）が、バリアフリーの概念に代わって提唱した考え方である。バリアフリーが、障害のある人が生活するうえでの障壁を除去することをめざす考え方であるのに対して、ユニバーサルデザインは、初めからすべての人が、障害の有無や年齢に関わらず利用できる製品、環境、情報づくりを行うことをめざす考え方である。</u></p>
問2 D	<p>…重視されるようになって<u>きている。</u></p>	<p>…重視されるようになっている。</p>
問3 B	<p>…高齢者の介護ニーズは<u>急激に増大</u>しており…</p>	<p>…高齢者の介護ニーズが<u>増大</u>しており…</p>

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

問22 C	2017（平成29）年度の国民医療費（約43兆円）を年齢階級別に比べると、65歳以上の者の医療費は全体の半分以上（ <u>60.3%</u> ）を占めている。	2018（平成30）年度の国民医療費（約43兆円）を年齢階級別に比べると、65歳以上の者の医療費は全体の半分以上（ <u>60.6%</u> ）を占めている。
問41 C	…①教育的機能（ <u>社会福祉援助技術</u> を実践の場で活用できるように教育していく機能）…	…①教育的機能（ <u>相談援助を実践の場で活用できるように教育していく機能</u> ）…

条文集

変更箇所	旧（前期）	新（後期）
<b>第1編 社会福祉法</b>		
p 9 第4条	(第1項 追加)  ① ②	① <u>地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。</u> ② ③
p 9 第6条	② …。	<u>(第6条 以下省略)</u>
p 26 第106条の2 二	母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第 <u>1</u> 項に規定する…	母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第 <u>2</u> 項に規定する…
p 26 第107条① 五	<u>前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項</u>	<u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項</u>
p 27 第108条① 五	市町村による <u>第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項</u>	市町村による <u>地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項</u>

令和3年（後期）リベンジセット社会福祉 新旧対照表

第7編 老人福祉法		
p 67 第20条の8③	市町村老人福祉計画においては、 <u>前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策</u> について定めるよう努めるものとする。 (第1号・第2号 追加)	市町村老人福祉計画においては、 <u>前項の目標のほか、次に掲げる事項</u> について定めるよう努めるものとする。 一 <u>前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項</u> 二 <u>老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項</u>
p 68 第20条の9③ 二	老人福祉事業に従事する者の確保 <u>又は資質の向上</u> のために講ずる措置に関する事項	老人福祉事業に従事する者の確保 <u>及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上</u> のために講ずる措置に関する事項
第8編 介護保険法		
p 71 第5条の2②	… <u>認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）</u> …	… <u>認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）</u> …
p 77 第118条⑩	…高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項に規定する <u>高齢者居住安定確保計画</u> その他の…	…高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第1項に規定する <u>都道府県高齢者居住安定確保計画</u> その他の…